

自転車 の基礎情報



平成29(2017)年11月20日 No. 24

幼児座席に乗車時のスポーク外傷

前号のNo.23では「シティ車 タイヤの適正な空気圧と車輪の振れ」についてご報告しましたが、今号でも車輪が関係します。独立行政法人国民生活センターが「くらしの危険 Number334」に、自転車に乗せた子供の足が車輪に巻き込まれる事故である「スポーク外傷」について報告しているので紹介します。

この中で、「スポーク外傷」は回転する車輪のスポークに足が巻き込まれて傷を負うこととし、幼児座席を使用していなかった事例と幼児座席の使用状況に問題があった事例を挙げていますが、ここでは幼児座席の使用状況に問題があった事例に焦点を当てます。

道路交通規則によると16歳以上の運転者が、幼児座席を設けた自転車に6歳未満の幼児を1人に限り乗車させることができます。また、幼児2人同乗用自転車では6歳未満の幼児2人を幼児座席に乗車させることができます。

ところが、「使用方法が正しくない」、「日常点検や修理を怠っている」と、幼児座席を使用しているにもかかわらず「スポーク外傷」を負うことがあります。

2つのケースをご紹介します。

まずは、自転車の後部に幼児座席を設置していたが、足置き(防護カバー)に足をきちんと置いていなかったため、左足が後輪に挟まり、左足関節に擦過傷を負った4歳男児のケースです。

次に、足置きが壊れている幼児座席に7歳女児を乗せて、走行中、左足を自転車の金具の上に置いていたが、その足がずれ落ち後輪にかかるとが挟まれ、左かかと裂創、左足関節捻挫、左下腿挫創、皮下血腫を負ったケースです。6歳以上の子供は幼児座席に乗ることができないばかりではなく、足を巻き込まれる危険性が高くなります。

さらに、この場合、足置きも壊れていました。

ちなみに、ドレスガードも後輪への足の侵入を防ぐため「スポーク外傷」の予防には効果的です。

最後に、「くらしの危険 Number334」では幼児座席を取り付けた時の注意点として、「取り付け可能な自転車であるかの確認」、「適合する質量別クラスの荷台であるか確認」、「両立スタンドを装備」、「取扱説明書の確認」、「破損や変形が疑われる幼児座席の使用を控えること」、最後に「詳細については自転車販売店で確認・点検を！」とまとめ、この他、万が一の転倒に備えて「座席ベルト(シートベルト)」と「ヘルメット」の着用を求めています。

この機会にぜひ、幼児座席の正しい使用方法を確認し、日常点検・整備を行ってください。

次号は、平成29年12月20日に発行を予定しています。



(一財)自転車産業振興協会「幼児座席をご使用になる利用者の皆様へ」から引用

<発行>

一般財団法人自転車産業振興協会

〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1 自転車総合ビル4階

電話：03-6409-6922 FAX：03-6409-6868 <http://www.jbpi.or.jp>